

# 電気需給契約サービス内容説明書

- お客さまと電気需給契約を締結する相手方は、株式会社ケーブルメディアワイワイとなります。電力の供給については小売電気事業者であるエバーグリーン・リテイリング株式会社より行います。
- 本紙は株式会社ケーブルメディアワイワイの電気需給契約の概要を説明するものであり、ご契約に際しては、必ず電気供給約款をご確認ください。電気供給約款は株式会社ケーブルメディアワイワイのホームページに掲載しております。
- 株式会社ケーブルメディアワイワイは電気供給約款を必要に応じて変更する場合があります。変更の場合には、株式会社ケーブルメディアワイワイのホームページに掲示する方法または株式会社ケーブルメディアワイワイが判断する適切な方法によりお知らせいたします。

## 小売電気事業者名

エバーグリーン・リテイリング株式会社(小売電気事業者登録番号：A0004)

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目2番1号

### ■ご利用料金に関するお問い合わせ

#### ■ご契約内容の変更など

- ご契約内容の確認、変更、訂正、解約、お引越しに関するお問い合わせ
- その他、ご契約内容全般に関する各種お問い合わせ

株式会社ケーブルメディアワイワイ

☎ 0800-123-8181

※受付時間：月～土曜9：00～17：45（日曜・祝日を除きます）

延岡本社 〒882-0872 宮崎県延岡市愛宕町2丁目1-12

日向局 〒883-0014 宮崎県日向市原町1丁目97-3

### ■その他電気に関するお問い合わせ

- 切り替え状況の確認
  - 停電・工事など緊急時のご連絡
  - 停電などのトラブルは全日24時間の対応
- エバーグリーン・リテイリング株式会社  
カスタマーセンター  
☎0120-613-700

※受付時間：平日 午前9：00～午後6：00（土日祝は休業）

※電話番号はご契約後お送りする「契約締結のお知らせ」にも記載しております。

## 1. プランの特徴

当社のプランは、当社がお客さまに供給する電気について、再エネ指定の非化石証書を利用して、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとする予定のプランです。

## 2. お申し込み方法、ご使用開始日、ご契約期間、ご解約

### ①お申し込み方法

・本資料の説明内容をご理解の上、株式会社ケーブルメディアワイワイの所定の申込み方法にて、ご契約者ご本人がお申し込み下さい。

・現在ご契約中の小売電気事業者への解約手続きは株式会社ケーブルメディアワイワイが行いますので、お客様による当該小売電気事業者（旧一般電気事業者含む）への解約手続きは不要です。

### ②ご使用開始日

・他社からの切り替えの場合

お申し込み後、株式会社ケーブルメディアワイワイにて現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替え手続きを実施します。手続き完了後、次回または次々回検針日から使用開始となります。

・引越し(転入)の場合

原則、お客さまが希望する日となります。なお、株式会社ケーブルメディアワイワイとのご契約前から既に電気を使用している場合は、その使用を開始した日が使用開始日となります。

### ③ご契約期間

・ご契約期間は電気需給契約を締結した日から電気需給契約を解約した日までとなります。

### ④ご解約日

・ご解約の日付は、株式会社ケーブルメディアワイワイの解約手続きが完了した日となります。なお、日を遡っての解約はできません。

## 3. 検針日、使用電力量の計量方法および料金の算定方法

### (1) 検針日、計量方法

- 検針日は所轄の一般送配電事業者の定めによります。
- 使用電力量の計量は、1月毎に所轄の一般送配電事業者が計量器によって計量した値とします。

### (2) 料金の算定方法

- 基本料金は原則1月として計算しますが、需給契約の解約などの理由により、該当する月の日数を割った場合、日割計算とします。
- 電気料金は、基本料金、料金の算定期間の使用電力量により算定した電力量料金、電源調達調整額および法令に基づく再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。
- その他、料金の算定方法の詳細は株式会社ケーブルメディアワイワイの電気供給約款の定めによります。

## (3) 料金における注意事項

・電源調達調整額では、一般社団法人日本卸電力取引所（以後「JEPX」といいます。）の平均市場価格を電気料金に一部反映しますが、JEPXの平均市場価格が安価になる場合は、電源調達調整がマイナス調整されることにより電気料金が安くなる一方、JEPXの平均市場価格が高騰した場合、プラス調整されることにより電気料金が大幅に高くなるおそれがあります。

## 4. 料金その他の支払方法、支払期限

### (1) 料金その他の支払方法

- 電気料金等は毎月、収納業務を行う株式会社ケーブルメディアワイワイが指定した収納代行業者、または株式会社ケーブルメディアワイワイが指定した金融機関等を通じてお支払いいただきます（工事費負担金・その他についてはその都度ご請求いたします）。
- 1ヶ月のお客さまの電気料金等が1,100円を下回る場合は、翌月の料金と併せてお支払いいただくことがあります。

<銀行等金融機関を利用した口座振替>

※毎月25日または27日に口座からお引き落としとなります。

※株式会社ケーブルメディアワイワイのサービスをご利用の場合、金額は合算されます。

※初回のご請求までに口座情報が登録されない場合は、別にお送りする支払用紙でのお支払いになります。

※本サービスでは検針票及び、ご請求書・領収書の発行は致しておりません。

### (2) 支払期限

・電気料金等の支払期限日は原則として料金算定日の翌日から30日とします。支払期限日から起算し15日以内に電気料金等が支払われなかった場合、未払い料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に、その経過日数に応じて年10%で遅延利息を積算した金額をご請求いたします（遅延利息は支払期限日の翌日から発生し、毎日積算いたします）。ただし、支払期限日から起算して15日以内に電気料金が支払われた場合には遅延利息を支払う必要はございません。

## 5. 電気需給契約の解約

### (1) お客さまからの解約

- 株式会社ケーブルメディアワイワイから新たな小売電気事業者へのお切り替えによる解約は、新たな小売電気事業者を通じて行われますので、お客さまから株式会社ケーブルメディアワイワイにご連絡いただく必要はございません。
- 需給契約の解約に伴う違約金は発生いたしません。ただし、新設後1年未満で解約の場合には、所轄の一般送配電事業者の託送供給約款に基づき株式会社ケーブルメディアワイワイが工事費等の精算金を請求された場合、その当該金額をお客さまにご負担いただく場合がございます。

## (2) 株式会社ケーブルメディアワイワイからの解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合、株式会社ケーブルメディアワイワイは、そのお客さまの需給契約を解約することがございます。この場合、原則としてその旨をお客さまにお知らせいたします。

- ・お客さまが支払期日を経過してなお、電気料金を支払われない場合
- ・お客さまが電気供給約款の定めにより支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- ・その他、株式会社ケーブルメディアワイワイの電気供給約款に基づき株式会社ケーブルメディアワイワイが必要と判断した場合

## (3) 特定小売供給のお申し込み

弊株式会社ケーブルメディアワイワイとの電気需給契約の解約後、お客さまが他の供給者から電気供給を受けられない場合、所轄の一般送配電事業者（電力会社）による電気供給の停止の可能性がございます。お客さまによる所轄の一般送配電事業者への特定小売供給（電気供給）の申し込みが必要です。

## 6、電気供給約款の変更および説明方法に関する事前のご承諾

お客さまが株式会社ケーブルメディアワイワイへ需給契約をお申し込みいただくにあたり、株式会社ケーブルメディアワイワイの電気供給約款の内容を事前にご承諾いただきます。（電気供給約款は株式会社ケーブルメディアワイワイホームページに掲載されております。）また、株式会社ケーブルメディアワイワイは必要に応じて電気供給約款を変更することがあります。この場合の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。また、変更後の電気供給約款は、株式会社ケーブルメディアワイワイが判断する適切な方法によりお知らせいたします。

## 7、供給電気方式、供給電圧および周波数

エリア	中部（富士川以西）、近畿、北陸、中国、四国、九州	
供給電気方式	交流単相 2線式	交流単相 3線式
供給電圧	100V	100V または 200V
周波数	60Hz	

## 8、契約電流、契約容量、契約電力

現在、他の小売電気事業者とご契約中の契約電流、契約容量および契約電力によりご契約のお申し込みをお願いいたします。ご契約可能な対象については「電気料金単価表（税込）」をご覧ください。

- ・契約電流、契約容量、契約電力の変更を希望される場合は、以下のどちらかでお手続きください。

①株式会社ケーブルメディアワイワイへお申し込み前に現在ご契約中の小売電気事業者で変更手続きを完了する

②株式会社ケーブルメディアワイワイとのご契約完了後に契約内容変更のお申し込みをする

（②はご契約者さまマイページからお手続き、または株式会社ケーブルメディアワイワイへご連絡ください）

## 9、託送供給約款に定められた需要家の責任に関する事項の遵守

お客さまが株式会社ケーブルメディアワイワイへお申し込みいただくにあたり、所轄の一般送配電事業者の託送供給等約款に定められた以下の需要家の責任に関する事項を遵守していただくことを事前に承諾していただく必要がございます。

- ・電力供給を行うに当たり必要な工事を行うために所轄の一般送配電事業者などの関連業者が需要家の敷地内などに立ち入る場合、その立ち入り許可の承諾などの協力をしていただきます。
- ・所轄の一般送配電事業者の給電指令に従っていただきます。
- ・お客さま、または所轄の一般送配電事業者の設備に係わる保安上の危険がある場合に電気の供給を停止することがございます。
- ・その他、託送供給等約款に定める保安等に対する需要者のご協力および調査へご協力いただきます。

## 10、電気料金債権の譲渡

株式会社ケーブルメディアワイワイはお客さまとの需給契約における料金債権を業務委託先へ譲渡することがあります。なお、当該債権を譲渡する場合には、対象となるお客さまにあらかじめ書面でお知らせいたします。また、その債権譲渡の対象となったお客さまの料金支払い方法は、「3. 料金その他の支払方法、支払期限」によらず株式会社ケーブルメディアワイワイが債権譲渡した業務委託先が定める支払方法によります。債権譲渡の場合、お客さまの料金は業務委託先へお支払いいただきます。

## 11、支払証明書の発行

お客さまが需給契約に係わる料金の支払証明書の発行を希望された場合、1 契約および支払証明書 1 通につき500 円をお客さまにご負担いただきます。なお、支払証明書は需要場所の需給契約ごとに発行し、支払証明書 1 通に記載する対象期間は 4 月から翌年 3 月までとします。

## 12、個人情報の取り扱い

お客さまから取得する個人情報は株式会社ケーブルメディアワイワイにとって重要な情報であり、その個人情報を確実に保護することは株式会社ケーブルメディアワイワイの重要な社会的責務と認識しております。したがって、株式会社ケーブルメディアワイワイは事業活動を通じて取得する個人情報を、株式会社ケーブルメディアワイワイホームページに掲載の個人情報保護方針に従って取り扱います。

## 13、お客さま情報の共同利用

お客さまへ電力供給するためのお手続きにあたり、株式会社ケーブルメディアワイワイはお客さまの個人情報を関係事業者と共同利用する場合がございます。共同利用の目的、範囲等の取り扱いについては次のとおりです。ご理解とご協力をお願いいたします。

### (1) 〔共同して利用する（※1）お客さま情報〕

- ・基本情報（氏名、住所、電話番号、小売供給契約もしくは電気需給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の契約番号）
- ・供給（受電）地点に関する情報（託送供給契約又は発電量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）を締結する一般電気事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法）

### (2) 〔共同利用する者の範囲〕

小売電気事業者（※2）、一般電気事業者（※3）、電力広域的運営推進機関

### (3) 〔利用する者の利用目的〕

- ・託送供給等契約の締結、変更又は解約のため
- ・小売供給等契約の廃止取次（※4）のため
- ・供給（受電）地点に関する情報の確認のため
- ・電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般電気事業者の業務遂行のため

### (4) 〔上記のお客さま情報の管理責任者〕

- ・お客さま基本情報:小売供給等契約を締結している小売電気事業者又は一般電気事業者
  - ・供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般電気事業者
- ※1 株式会社ケーブルメディアワイワイは、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者および一般電気事業者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※2 小売電気事業者とは、電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）第 2 条の 5 第 1 項に規定する登録拒否事由に該当せず、資源エネルギー庁のホームページに掲載されている登録小売電気事業者一覧記載の事業者をいいます。

※3 一般電気事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社および沖縄電力株式会社をいいます。

※4 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じて、お客さまを代行して、既存の小売電気事業者に対して、小売供給等契約の解約の申し込みを行うことをいいます。

## 14、工事費等の負担

お客さまのご希望で発生する工事については、所轄の一般送配電事業者の託送供給等約款に記載されている内容に基づき、工事費用をご負担いただくことがございます。

## 15、原子力立地給付金の取扱い

原子力立地給付金の給付を受けているお客さまにつきましては株式会社ケーブルメディアワイワイとご契約後も給付金の対象となります。

### (1) 原子力立地給付金 給付対象のお客さま

- ・（一般財団法人）電源地域振興センターが原子力発電施設等の周辺地域にお住いのお客さま、企業等に原子力立地給付金の交付を行っています。
- ・原子力立地給付金の交付対象地域は、原子力発電施設等の所在市町村、特定の隣接市町村、隣々接市町村で、交付単価は原子力発電施設等の設備能力等によって決められています。
- ・原子力立地給付金を給付されているお客さまは、株式会社ケーブルメディアワイワイとご契約後も給付金の対象となります。
- ・給付金のお支払は電源地域振興センターよりお客さまに直接行います。
- ・特段、株式会社ケーブルメディアワイワイに給付対象である旨をお申し出いただく必要はございませんが、お客さまのご契約情報を必要に応じて電源地域振興センターに共有いたします。
- ・給付金のお支払は、毎年 3 月末（予定）です。

## 16、スマートメーターの交換、その他工事費用

### (1) スマートメーター設置工事と費用、停電

- ・スマートメーターは所轄の一般送配電事業者から請け負った工事会社が設置します。工事日については事前に工事会社よりお客さま宛にご連絡がございます。
- ・スマートメーターへの交換は無料です。
- ・株式会社ケーブルメディアワイワイではスマートメーターの設置工事、交換工事は実施いたしません。

該当管区	停電の発生	停電時間(目安)	工事連絡	
			連絡方法	連絡元
九州電力内	原則なし	—	電話	一般送配電事業者 または その委託先工事会社

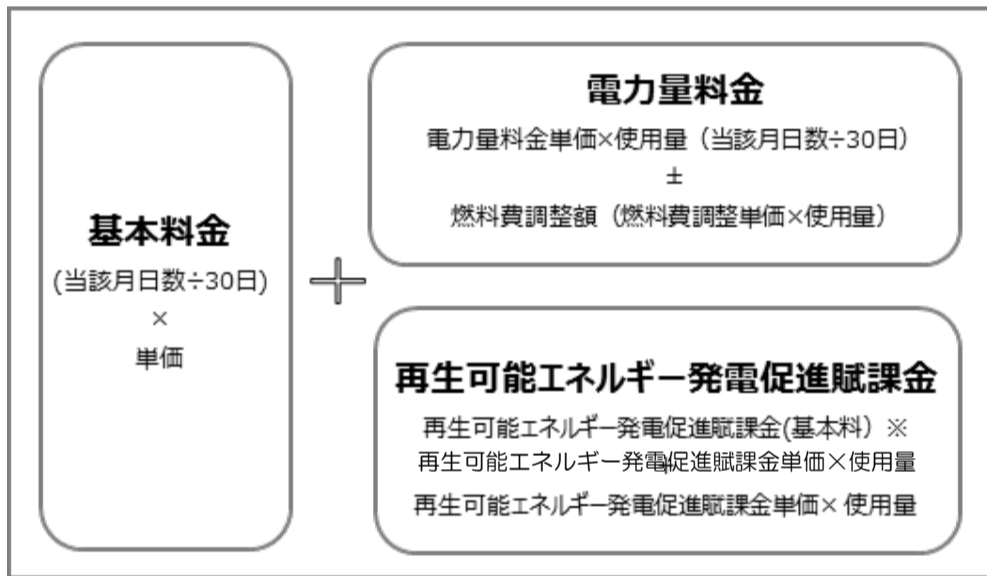
### 17、「でんきセット割」について

- (1) 「ワイワイでんき」と株式会社ケーブルメディアワイワイセット割対象サービスを合わせてご利用いただくことでセット割引が適用されます。  
「でんきセット割」の組み合わせおよび割引金額は以下の通りです。  
・対象サービス：ケーブルテレビサービス（地上波再送信サービスを除く）  
ケーブルインターネットサービス  
固定電話サービス
- セット割引対象
- 上記対象サービスのうち1つを利用：110円/月
  - 上記対象サービスのうち2つを利用：220円/月
  - 上記対象サービスのうち3つを利用：330円/月
- (2) 適用開始 上記セット割引の適用条件を満たした当月電気料金分から適用  
(3) 適用終了 上記セット割引の適用条件を満たさなくなった翌月電気料金分から不適用  
(4) 解約に伴う「でんきセット割」に対する違約金はありませぬ。

### 電気料金の計算方法

電気料金は、①基本料金（除算する母数は30日固定）と②その月の電力使用量（使用日数を除算する母数は30日固定）に応じた電力量料金の合計に、③再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた料金となります。また、電力量料金には燃料価格の変動に応じた「燃料費調整額」を加算もしくは、減算して算定いたします。

※供給エリア別の料金の算定方法については、「電気供給約款 18.料金の算定」を参照



### 電気料金単価表

※「低圧電力 S」は、各地域のみなし小売電気事業者（例、九州電力(株)）の「低圧電力」プランのものと比べて割高となる可能性があります。

九州エリア					
従量電灯 B	基本料金	30 アンペア	1 契約あたり	886 円 53 銭	
		40 アンペア		1,182 円 04 銭	
		50 アンペア		1,477 円 55 銭	
		60 アンペア		1,773 円 06 銭	
従量電灯 C	電力量料金	最初の 120kWh まで (第 1 段階料金)	1kWh あたり	17 円 45 銭	
		120kWh を超え 300kWh まで (第 2 段階料金)		22 円 52 銭	
		300kWh を超えたもの (第 3 段階料金)		23 円 00 銭	
低圧電力	基本料金	1kVA あたり		295 円 51 銭	
		電力量料金	最初の 120kWh まで (第 1 段階料金)	1kWh あたり	17 円 45 銭
			120kWh を超え 300kWh まで (第 2 段階料金)	あたり	22 円 52 銭
低圧電力 S	電力量料金	最初の 120kWh まで (第 1 段階料金)	1kWh あたり	17 円 45 銭	
		120kWh を超え 300kWh まで (第 2 段階料金)		あたり	22 円 52 銭
低圧電力 S	電力量料金	最初の 120kWh まで (第 1 段階料金)	1kWh あたり	17 円 45 銭	
		120kWh を超え 300kWh まで (第 2 段階料金)		あたり	22 円 52 銭

### 【クーリングオフに関する事項】

(1) お客さまが訪問販売および電話勧誘でお申し込みされた場合、本書面を受領された日から 8 日を経過するまでは、書面（下図参照）により、無条件でお申し込みの撤回を行うこと（以下、「クーリングオフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。

但し、訪問販売において、その場でお申し込みをせず、後日申込書の郵送でお申し込みをされた場合、又は受け取った申込書でお申し込みをせず、後日 web を通じてお申し込みをされた場合、さらに、電話勧誘によって受け取った申込書でお申し込みをせず、後日 web を通じてお申し込みをされた場合は、クーリングオフの対象となりませぬので、ご注意ください。

尚、現金取引（契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その金額が、3,000 円未満のときは、クーリングオフはできません。

(2) この場合、お客さまは、

- ・損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
- ・すでに引き渡された商品の取引に要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。
- ・すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。
- ・商品を使用もしくは消費し、または権利を行使してから得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。
- ・役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

(3) 上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から 8 日を経過するまでは、書面によりクーリングオフすることができます。

(4) クーリングオフの行使の方法は、ハガキ等に必要事項をご記入のうえ、株式会社ケーブルメディアワイワイ宛てに郵送してください。

※確実に受領するために書留、簡易書留、特定記録郵便での郵送を推奨します。なお、郵便費用はお客さまでご負担となります。

郵便はがき

切手

宮崎県延岡市愛宕町  
2丁目1-12

株式会社ケーブルメディアワイワイ 行

ご住所  
ご契約者名  
電話番号

申込の撤回通知

右記の契約について、申込を撤回します。

・申込日：西暦〇年〇月〇日  
・役務の種類：ワイワイでんき